

秋田市告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21025	手形西谷地61号線	手形字西谷地87番3地先		
		手形字西谷地41番4地先		
21026	手形西谷地62号線	手形字西谷地88番3地先		
		手形字西谷地73番3地先		
21027	手形十七流32号線	手形字十七流85番1地内		
		手形字十七流209番2地内		
21028	手形十七流33号線	手形字蛇野156番地内		
		手形字十七流210番地内		
21029	手形十七流34号線	手形字十七流66番地先		
		手形字十七流84番2地先		
80463	アカデミータウン19号線	広面字谷内佐渡189番2地先		
		広面字谷内佐渡189番4地先		
80464	アカデミータウン20号線	広面字谷内佐渡191番11地先		
		広面字谷内佐渡189番4地先		

2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を

除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで